

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく「とうがらし類」「しょうが」「カリフラワー」「ブルーベリー」「大麦」「いちご(種子繁殖型)」の県慣行レベル案に対する意見募集の結果について

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく「とうがらし類」「しょうが」「カリフラワー」「ブルーベリー」「大麦」「いちご(種子繁殖型)」の県慣行レベル案について、県民の皆様からのご意見を募集しました。寄せられたご意見に対する県の考え方を下記のとおりお示します。  
ご意見をいただいた方への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

記

- 1 募集期間 令和2年2月21日(金)から令和2年3月23日(月)まで(32日間)
- 2 意見の件数 8件

3 意見の概要および県の考え方

ご意見	対応区分	県の考え方
趣旨の説明として、もう少し丁寧に解説し、参考とすべきその他の作物の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」における三重県慣行レベル(平成24年9月現在)もパブコメ募集の頁に表示すべきではないだろうか。	③	
食物の安全安心を願う消費者としては、三重県産の農作物に施す化学合成農薬も、化学肥料使用量の基準は少ないほうがよいと思いますが、慣行栽培での使用量が決まらなければ、特別栽培の表示はできないわけで、その仕組みについても、パブコメ資料のPDFに記載するだけでなく、パブコメ募集頁に直接掲載すれば、県民の関心、とりわけ消費者の関心は高くなるのではないだろうか。	③	<p>今後は「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の制度や策定済の三重県慣行レベルを掲載するなど、情報をわかりやすく提供できるように努めてまいります。(農産園芸課)</p> <p>農業改良普及センターの活動情報は次のHPに掲載していますので、ご確認ください。また、今後とも掲載情報の充実にも努めてまいります。</p> <p><a href="https://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci600012626.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci600012626.htm</a> 「中央農業改良普及センター 現地情報等」でご検索ください。(担い手支援課)</p>
各作物別の数値の妥当性について、普通の消費者は意見を述べることは難しいかと思いますが、そもそもその慣行栽培での使用量についての「農業改良普及センター」の普及員さんの意見で作成されているということを電話でお聞きしました。該当の部局のHPをみても、そういった活動をしている紹介はなく、県の事業として紹介広報して欲しいと思う。	③	
いちご(種子繁殖型): 現行の「いちごポット促成」よりも使用量が多いですが、大丈夫なのでしょう。	②	<p>いちご(ポット促成)は、一般的ないちごの栽培方法で、親株から出たランナー(つる)を株分けして苗を作ります。</p> <p>いちご(種子繁殖型)は種から苗を育てる新しい品種を用いる栽培方法で、いちご(ポット促成)よりも栽培期間が長いことから、化学合成農薬使用回数、化学肥料使用量の回数や量が多く見えますが、苗作りが終わって以降の栽培では同じになっています。(農産園芸課)</p>
三重県は、比較的多品種・小規模での農産物の栽培がおこなわれています。消費者が安心して県産品を購入できるよう三重県では「みえの安心食材」の認定がすすめられていますが、認定農産物である「ズッキーニ」や「カリフラワー」、「ウコン」などに三重県の慣行レベルが示されていません。また、「みつば」や「しそ(えごま含む)」、「ルッコラ」なども特別栽培農産物としてのガイドラインを設定することで、生産者の励みや参加の機会が増えるよう要望します。	③	<p>「みえの安心食材」では、県内で栽培が少ない品目についても他県等における栽培方法を踏まえて「一般栽培レベル」を定めることができますが、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」は、県内地域の一般的な栽培方法を調査して「慣行レベル」として示す必要があります。</p> <p>このため、県内で栽培が少ない品目については、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の「慣行レベル」を設定することが難しい場合があることをご理解くださいますようお願いいたします。(農産園芸課)</p>
関連部局との連携による収去検査(残留農薬検査、指定外農薬の使用検査)、監視、指導、点検を強めてほしいと考えます。県産品の安全確保にむけた取り組みが強化されるよう要望します。	③	<p>ご意見を関係する部署と共有させていただくとともに、引き続き、化学合成農薬や化学肥料の適正使用について、普及・指導に取り組んでまいります。(農産園芸課)</p>

<p>三重県内で生産される「みえの安心食材」や、「特別栽培農産物」の県内消費を広げるため行政と協同組合（農業協同組合や生活協同組合）の強い連携が必要ではないかと考えます。生産者と消費者への啓発と情報提供をすすめていただけるよう要望します。</p>	<p>③</p>	<p>県内のスーパーやレストラン等と連携して、「みえの安心食材」やGAP県産物のPRに取り組んでいます。いただいたご意見を関係部署と共有し、それぞれの施策展開の中で参考とさせていただきます。（農産園芸課）</p>
<p>とうがらし類：現行の「ししとう」の基準値をそのままですけれど、「ししとう」以外のとうがらし類に特別栽培表示が可能とすることは、伊勢たくあんの原料に使うこともあり、今後の伊勢たくあんの宣伝普及に資するものとして歓迎します。（伊勢たくあんのラベルに特別栽培とうがらし使用と表示されるのが楽しみです。）</p>	<p>③</p>	<p>いただいたご意見を関係部署と共有し、それぞれの施策展開の中で参考とさせていただきます。（農産園芸課）</p>

対応状況の凡例

①	反映する（最終案や条例案に反映させていただく意見）
②	反映済み（すでに反映されている意見）
③	参考にする（今後の取組の参考にさせていただく意見）
④	反映または参考にさせていただくことが難しいもの
⑤	その他